

情報公開・個人情報保護審議会全体会（第1回）会議録

1 開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年11月9日（火） 午後3時から午後3時45分まで
(2) 場 所 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁3号館7階中会議室

2 出席の委員の氏名

山下 淳、中川 丈久、井上 典之、江口 秀孝、高田 起一郎、前田 雅子、増野 俊則、
宮内 俊江、山添 令子

3 欠席の委員の氏名

正木 靖子

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名

企画県民部管理局长 太田 和成、県民情報センター室長 中村 雅彦
主幹兼個人情報・行政手続係長 津川 誠司、課長補佐兼情報公開係長 木下 章
主査 大西 功一、主査 鳥井 陽介、主任 西岡 容広

5 会議に付した案件の名称

(1) 協議事項

- ア 情報公開・個人情報保護審議会会長の選任について
イ 情報公開・個人情報保護審議会副会長の選任について
ウ 情報公開・個人情報保護審議会会長代理の指名について
エ 情報公開・個人情報保護審議会の運営について
オ 部会委員及び部会長の指名について
カ 会議録署名委員の指名について

(2) 報告事項

行政機関情報公開法の改正動向について

6 会議の要旨

(1) 協議事項

- ア 情報公開・個人情報保護審議会規則第5条第2項に基づき、委員の互選によって、山下淳委員が会長に選任された。
イ 情報公開・個人情報保護審議会規則第5条第2項に基づき、委員の互選によって、中川丈久委員が副会長に選任された。
ウ 情報公開・個人情報保護審議会規則第5条第5項に基づき、山下会長から井上典之委員が会長代理に指名された。
エ 情報公開・個人情報保護審議会運営要領について、原案のとおりとすることで全出席委員が了承した。
オ 情報公開・個人情報保護審議会規則第7条第2項に基づき、山下会長から、第1部会に所属する委員に、同会長、井上会長代理、江口秀孝委員、宮内俊江委員、山添令子委員、第2部会に所属する委員に、中川副会長、高田起一郎委員、前田雅子委員、正木靖子委員、増野俊則委員が指名された。
また、同規則第7条第4項に基づき、山下会長から、同会長が第1部会長に、中川副会長が第2部会長に指名された。
カ 情報公開・個人情報保護審議会運営要領第3条第2項に基づき、山下会長から高田起一郎委員が会議録署名委員に指名された。

(2) 報告事項

行政機関情報公開法の改正動向について、事務局から資料のとおり報告があり、意見交換を行った。

委員：営利目的の請求について、神戸市はどのように対応しているのか。

事務局：神戸市では、平成13年度から、営利法人が公開請求を行う場合、請求書1枚につき1,000円の手数料を徴収している。営利目的ではなく、営利法人としたのは、請求目的を問わない情報公開制度において、営利目的の手数料徴収を要件とすると、窓口で混乱をするおそれを避けるためである。手数料徴収に係る条例改正の際に、パブリック・コメントを実施したが、大きな反対意見はなく、概ね理解が得られたものと考えているようだ。しかし、1枚の請求書に多数の件数を記載したり、また、営利法人の従業員が個人名で請求する事例があり、そのような場合には手数料の徴収が難しいとのことである。

委員：神戸市が条例改正を検討している段階では、営利法人の従業員が個人名で請求してくることも想定していたが、そのような場合に手数料を徴収できないことは仕方がないとの判断であった。

委員：学校法人及び社会福祉法人の決算書等を公開請求する目的は何か。

事務局：情報公開請求により安価で情報を仕入れ、それを会員企業等に販売しているものと思われる。

委員：国の改正動向について、「開示実施手数料の徴収に関して、開示決定された開示請求者が一定の期間までに開示の実施方法等を申し出る書面を提出しない場合に、開示に係る実施手数料を徴収する」とあるが、裏を返せば、書面を提出した場合には、実施手数料を徴収しないということか。

また、大量請求による主管課の負担の状況はどのようになっているのか。

事務局：実施手数料については、権利濫用にも関連することであるが、大量の情報公開請求を行ったにもかかわらず公開実施を受けない者がいるため、その場合には、あらかじめ手数料を徴収しようという趣旨であると思われる。

業務負担については、はっきりとした業務量を把握していないが、当センターの情報公開担当職員が四半世紀にわたって3～4人配置されているので、これだけでも多くの人件費を費やしている。主管課では、当センターの何倍もの作業量が発生していると推測される。最近では、毎年約2万件の請求がなされており、仮に1件当たりの文書が4頁であるとすれば、約8万頁の文書を公開することになる。すべてが全部公開であればよいのだが、全部公開の割合が約6割で、残りの約3～4割が部分公開になるので、非公開部分のマスキング作業等もあり、相当な作業量になる。さらに、公開実施の際に職員に面会を求め、長時間説明をさせるなど、実際の職員の負担感は多大なものになっている。

委員：情報公開に係る全庁的な業務量を出すのは難しいと思うが、結構な手間がかかっているのは確かである。しかし、県民の知る権利を損なうようなこと、制度が使いにくくなるようなことになってはいけない。通常の情報公開請求に対応するコストは、組織として当然必要である。ただ、常識で考えておかしい請求をする者への対応は、以前からある話である。他府県や政令市の状況も見極めながら考えていくことになる。

委員：資料8頁の表において、通常の請求件数は「その他」に含まれるのか。

事務局：請求件数の上位10名を記載し、それ以外を「その他」としている。行政の監視活動を行っている団体など、県の行政の透明化、県民の行政への参画を促進するといった、制度本来の趣旨の請求も含まれており、上位10名の請求がすべて営利目的や権利濫用の請求ではない。

委員：例えば、建築計画概要書等の大量請求については、他府県でも同様になされている。特定の公文書を入手する方法が公開請求しかないのであれば、情報公開請求制度以外の別の仕組みを作るのが筋である。しかし、今のところ、国は、そのようなことを全然考えていないようなので、情報公開制度にすべてのしわ寄せがきている。

7 会議に付された資料

情報公開・個人情報保護審議会資料

平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審議会会長

情報公開・個人情報保護審議会委員